

講習の時間数等を定める告示(平成十七年文部科学省告示第九十五号)
最終改正:令和元年六月十日 原子力規制委員会告示 第一号

(放射線取扱主任者定期講習の時間数)

第四条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六条の二第一項の放射線取扱主任者定期講習(以下この条において「放射線取扱主任者定期講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。

課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間以上
三 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

2 放射性同位元素等の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者(第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。)が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等(密封されたものに限る。)の取扱い及び使用施設等(密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。)の安全管理に関する課目	一時間以上
三 放射性同位元素(密封されたものに限る。)又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

課目	時間数
一 法に関する課目	一時間以上
二 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間以上